

日本銀行が行う市中流通拠点における貨幣の受払に関する細則
(市中流通拠点利用先用)

日 本 銀 行

目 次

はじめに	1
1. 基本的な事項	2
(1) 用語の定義	
(2) 受払対象貨幣および受払の単位	
(3) 受払日および受払の時間帯	
2. 利用承認等	3
(1) 利用の申込み	
(2) 届出事項	
(3) 利用承認の取消し	
3. 貨幣の受払	4
(1) 受払希望量等の連絡	
(2) 貨幣の受払等に関する日本銀行からの通知	
(3) 利用先における取扱い	
(4) 貨幣の受払	
4. 留意事項	7
(1) 貨幣にかかる所有権の移転時期	
(2) 貨幣の受払に過誤が発生した場合の取扱い	
(3) 貨幣の受払の取止め	
(4) 受払日の変更	
(5) 削除	
(6) パレット等の貸与	
(7) 大袋用の袋の貸与	
5. 市中流通拠点において取扱う貨幣に関する情報の日本銀行等への提供	9
6. 市中流通拠点における他の金融機関との貨幣の自主融通の取組みについて	10

【書式】

- (書式第 1 号) 利用申込書
- (書式第 2 号) 連絡責任者等届
- (書式第 3 号) 市中流通拠点での貨幣受入・払出予定表 (月次・速報)
- (書式第 4 号) 市中流通拠点での貨幣受入・払出希望表 (週次)
- (書式第 5 号) 市中流通拠点での貨幣受入・払出・融通連絡表
- (書式第 6 号) 利用終了に関する申出書

【別紙】

- (別紙) 貨幣の整理および施封の方法

【別表】

- (別表) 貨幣のパレットへの積載方法について

はじめに

本細則は、「日本銀行が行う現金の受払に関する規則」（以下「現金受払規則」といいます。）に規定する市中流通拠点における当座勘定の入金および払戻に伴う貨幣の受払に関する事務取扱を定めたものです。

市中流通拠点における当座勘定の入金および払戻に伴う貨幣の受払を行うに当たっては、当座勘定規定、現金受払規則等を遵守するほか、本細則に従ってください。

貨幣の払出を受ける場合には、日本銀行が特に指示した場合を除き、「当座勘定取引についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則」および「日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行う当座勘定払戻関係事務（市中流通拠点）に関する規則・同特則」、または「現金関連取引専用当座勘定における当座勘定払戻関係事務についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則」に定めるところにより、日本銀行金融ネットワークシステムを利用してください。

今後、本細則の内容に変更がある場合には、その都度日本銀行から通知しますので、本細則を適宜補正のうえ、利用してください。

1. 基本的な事項

(1) 用語の定義

本細則で使用する用語の定義は、現金受払規則その他の日本銀行が定めた規則等によるほか、次のとおりとします。

イ. 利用先 市中流通拠点における貨幣の受払を行うことについて日本銀行から承認を受けた取引先をいいます。

ロ. 利用希望先 利用先となることを希望する取引先をいいます。

ハ. 大袋 貨幣を専用の袋に収納したものをいいます。

ニ. 大袋包装封 大袋をパレットに積載し、大袋包装網により包装施封したものをいいます。

ホ. 保管区画 日本銀行または利用先が、市中流通拠点において貨幣を保管する区画をいいます。

ヘ. 業務オンライン 「日本銀行対金融機関等情報ネットワークシステム利用規則」に定める、日本銀行対金融機関等情報ネットワークシステム上で稼動する業務用アプリケーションソフトウェアである日本銀行業務オンラインをいいます。

(2) 受払対象貨幣および受払の単位

市中流通拠点において受払の対象となる貨種は下表のとおりです。また、受払の単位は貨種別に大袋定量を取り纏めた大袋包装封定量とします。

貨種* ¹	大袋包装封定量	大袋定量
500円(ニッケル黄銅、白銅及び銅貨)* ²	50大袋	2,000枚
100円(白銅貨)	50大袋	4,000枚
50円(白銅貨)		
10円		
5円	100大袋	5,000枚
1円		

*1 記念貨および損貨(「日本銀行が行う現金の受払に関する細則(勘定店における現金受払用)」に定める記念貨および損貨をいいます。)については受払を行いません。

*2 500円(ニッケル黄銅貨)については、市中流通拠点において日本銀行による支払および受入は行いません。

(3) 受払日および受払の時間帯

イ. 受払日

日本銀行は、市中流通拠点において、貨幣の受入および払出を各々原則として週1回行い、貨幣の受入を行う日と払出を行う日（以下総称して「受払日」といいます。）は、異なる日を指定します。

ロ. 受払の時間帯

日本銀行は、市中流通拠点における貨幣の受払を、原則として午前9時30分から午後2時30分までの間に行います。

2. 利用承認等

(1) 利用の申込み

イ. 利用申込書等の提出

利用希望先は、次の書類を勘定店に提出してください。

(イ) 「利用申込書」(書式第1号)

(ロ) 市中流通拠点を運営する者との間で締結している業務委託契約書の写し(市中流通拠点における貨幣の受払および保管に関するもの。当該事実が記載されていない場合には適宜の資料を添付すること。)

ロ. 利用承認

日本銀行は、利用希望先が次の要件(以下「利用先要件」といいます。)を満たすことを確認した場合には、利用先として承認し、その旨を業務オンラインにより当該利用希望先に通知します。

(イ) 市中流通拠点において貨幣を保管していること。

(ロ) 同一の取引金融機関に、日本銀行金融ネットワークシステムを利用して当座勘定取引を行う先があること。

(ハ) 市中流通拠点において他の金融機関との貨幣の自主融通を積極的に行うよう努めること。

(ニ) その他、市中流通拠点における貨幣の受払を円滑に行ううえで特段の支障がないと認められること。

(2) 届出事項

利用先は、日本銀行との連絡に必要な連絡責任者およびその代理者の氏名、電話番号ならびにファクシミリ番号について記載した「連絡責任者等届」(書式第2号)を業務オンラインにより勘定店に届け出てください。また、届け出た内容に変更が生じる場合には、事前に同書式により届け出てください。

(3) 利用承認の取消し

イ. 利用先からの申出による利用承認の取消し

利用先は、利用承認の取消しを希望する場合には、当該取消しを希望する日の2か月前までに勘定店に対し、「利用終了に関する申出書」(書式第6号)を業務オンラインにより申し出てください。

ロ. 日本銀行からの利用承認の取消し

(イ) 日本銀行は、日本銀行と市中流通拠点を運営する者との委託契約が終了した場合には、当該市中流通拠点にかかる全ての利用先について利用承認を取消します。

(ロ) 日本銀行は、利用先が利用先要件を満たさないと判断した場合には、当該利用先について利用承認を取消します。

(ハ) 日本銀行は、利用先が本細則、「当座勘定取引についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則」、「日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行う当座勘定払戻関係事務(市中流通拠点)に関する規則」、「日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行う当座勘定払戻関係事務(市中流通拠点)に関する特則」および「現金関連取引専用当座勘定における当座勘定払戻関係事務についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則」その他の規則規定等ならびに日本銀行が将来制定し、または変更する規則規定等に違反した場合には、(ロ)に定める場合に該当するものと判断し、利用承認を取消することがあります。

3. 貨幣の受払

(1) 受払希望量等の連絡

イ. 「市中流通拠点での貨幣受入・払出予定表(月次・速報)」の提出

利用先は、貨幣の受払を希望する月の受払希望量の見込みを「市中流通拠

点での貨幣受入・払出予定表（月次・速報）」（書式第3号）に記載し、前々月の最終営業日の午後4時までに業務オンラインによる送信、ファクシミリ送信、郵送または勘定店における手渡し等（以下「オンライン送信等」といいます。）により勘定店に提出してください。

ロ. 「市中流通拠点での貨幣受入・払出希望表（週次）」の提出

利用先は、貨幣の受払を希望する週の受払希望量を「市中流通拠点での貨幣受入・払出希望表（週次）」（書式第4号）に記載し、前週の月曜日（休業日の場合はその前営業日。）の正午までにオンライン送信等により勘定店に提出してください。

なお、日本銀行は、「市中流通拠点での貨幣受入・払出希望表（週次）」の内容について、提出期限後の変更を一切受け付けません。

(2) 貨幣の受払等に関する日本銀行からの通知

日本銀行は、「市中流通拠点での貨幣受入・払出希望表（週次）」に記載された利用先からの受払希望量等を踏まえ、市中流通拠点において利用先と日本銀行との間で受払を行う日、貨種および数量ならびに他の利用先との間で融通を行う貨種および数量について、前週火曜日（休業日の場合はその翌営業日。）の午前10時までに、「市中流通拠点での貨幣受入・払出・融通連絡表」（書式第5号）をオンライン送信等により利用先に通知します。

(3) 利用先における取扱い

利用先は、「市中流通拠点での貨幣受入・払出・融通連絡表」の内容を確認し、通知内容の別により、次のとおり取扱ってください。

イ. 日本銀行との間で貨幣の受払を行う場合

(4) の手続きにより貨幣の受払を行ってください。

ロ. 他の利用先との間での貨幣の融通を行う場合

日本銀行からの通知内容に基づいて、相手方となる利用先との間で日程等を調整のうえ貨幣の融通を行ってください。

なお、利用先は、「市中流通拠点での貨幣受入・払出希望表（週次）」に記載した受払希望量の全部または一部について、市中流通拠点での受払等が可能とならなかった場合において、勘定店での受払を希望するときは、「日本

銀行が行う現金の受払に関する細則（勘定店における現金受払用）」（以下「勘定店細則」といいます。）に従って受払を行ってください。

（４）貨幣の受払

イ．貨幣の受入

（イ）貨幣の整理および施封の方法

貨幣の整理および施封は、別紙により行ってください。

（ロ）利用先による市中流通拠点を経営する者への指示

利用先は、「市中流通拠点での貨幣受入・払出・融通連絡表」の内容に従って、受入日の前営業日までに市中流通拠点を運営する者に対し、日本銀行への貨幣の引渡を指示してください。

（ハ）受入

日本銀行による利用先からの貨幣の受入は、市中流通拠点を運営する者が、日本銀行および利用先からの指示に基づき、利用先の保管区画から搬出した貨幣を日本銀行の保管区画に搬入することにより行います。当該受入にかかる当座勘定への入金は貨幣を受入れる日の午後３時までに行います。

（ニ）過不足発生時の取扱等

日本銀行が利用先の当座勘定に入金記帳した金額と受入を行った貨幣の金額との間に過不足を発見した場合には、次の各号に従い取扱います。

なお、日本銀行は、受入を行った貨幣に日本銀行において真偽の判別を行うことができない貨幣がある場合には、③に準じてその貨幣の代り金を受領したうえ、その貨幣を利用先に返戻します。この場合、利用先はその取扱について日本銀行の指示に従ってください。

① 過不足の差引額が過剰となる場合

日本銀行は、利用先に過剰があった旨およびその金額を通知します。

利用先は、日本銀行から同通知を受けた場合には、速やかに勘定店において関係封紙（過不足のあった大袋表記または大袋包装封の表記集計票および施封用プラスチック紐の表記をいいます。以下同じです。）、過不足票（過不足の内容が記入された証票をいいます。以下同じです。）および過剰金を受

領するとともに、「過剰金領収書」（勘定店細則書式第4号）を勘定店に提出してください。

② 過不足の差引額が0となる場合

日本銀行は、過不足があった旨を連絡したうえ、関係封紙および過不足票を勘定店において利用先に交付します。

③ 過不足の差引額が不足となる場合

日本銀行は、利用先に不足があった旨およびその金額を通知します。

利用先は、日本銀行から同通知を受けた場合には、ただちに勘定店において「持込現金の不足金額の支払に関する件」（勘定店細則書式第5号）を提出し、日本銀行が指定した金種の現金により不足金を支払うとともに、関係封紙、過不足票および領収書を受領してください。

ロ. 貨幣の払出

(イ) 利用先による日本銀行等への事前通知

① 利用先は、「市中流通拠点での貨幣受入・払出・融通連絡表」の内容に従って、起票した当座勘定払戻確認情報記入票をオンライン送信等により払出日の前営業日の午後4時30分までに、勘定店に提出してください。

② 利用先は、「市中流通拠点での貨幣受入・払出・融通連絡表」の内容に従って、払出日の前営業日までに市中流通拠点を運営する者に対し、日本銀行からの貨幣の受取を指示してください。

(ロ) 払出

日本銀行による利用先への貨幣の払出は、市中流通拠点を運営する者が、日本銀行および利用先からの指示に基づき、日本銀行の保管区画から搬出した貨幣を利用先の保管区画に搬入することにより行います。当該払出にかかる当座勘定からの引落は貨幣を払出す日の午前9時30分までに行います。

4. 留意事項

(1) 貨幣にかかる所有権の移転時期

日本銀行と利用先との間の貨幣にかかる所有権の移転は、受入または払出の別に応じ、次の各号に掲げる時点に行われるものとします。

イ. 受入

貨幣が日本銀行の保管区画に入った時点

ロ. 払出

貨幣が日本銀行の保管区画から出た時点

(2) 貨幣の受払に過誤が発生した場合の取扱い

日本銀行と利用先との間の貨幣の受払に過誤が発生した場合には、日本銀行、利用先および市中流通拠点を経営する者との間で速やかに協議のうえ、その対応を決定します。

(3) 貨幣の受払の取止め

日本銀行は、市中流通拠点において日本銀行の貨幣を取扱うことが適切でないと判断した場合には、市中流通拠点における利用先との貨幣の受払を取止めることがあります。この場合、速やかにその旨を利用先に連絡します。

(4) 受払日の変更

日本銀行は、やむを得ず、事前に利用先に通知した受払日に市中流通拠点での貨幣の受払を行うことができなくなった場合には、速やかにその旨および変更後の受払日を利用先に連絡します。

(5) 削除

(6) パレット等の貸与

イ. 利用先が日本銀行から貨幣を受領するために使用するパレット、大袋包装網およびゴムベルト(1円貨の場合のみ。)(以下「パレット等」といいます。)

は、日本銀行が利用先に貸与します。

ロ. 利用先は、日本銀行に貨幣を引き渡すために使用するパレット等の借用を希望する場合には、日本銀行が別途通知する方法により請求し、勘定店において借用してください。ただし、日本銀行におけるパレット等の在庫状況により、ご希望に応じられない可能性もありますので、ご注意ください。

ハ. パレット等の借用に際しては、利用先は、勘定店が管理する貸出記録簿に確認印を押印してください。

ニ. パレット等は、使用后速やかに日本銀行に大袋包装封として持ち込むか、または勘定店に返却してください。なお、自主融通等により、日本銀行のパレット等を他の者に引き渡した場合には、引渡先別の引渡数量を勘定店に連絡してください。

(7) 大袋用の袋の貸与

イ. 日本銀行に貨幣を引き渡すために使用する大袋用の袋の借用を希望する場合には、日本銀行が別途通知する方法により請求してください。ただし、日本銀行における袋の在庫状況により、ご希望に応じられない可能性もありますので、ご留意ください。

ロ. 袋は、勘定店において貸与します。貸与された袋は、再使用の可否を問わず、使用后速やかに日本銀行に大袋として引き渡すか、または空のまま勘定店に返却してください。

ハ. 返却に当たっては、内部に貨幣等の残留物がないことを十分点検したうえ、再使用が可能なものと不可能なものに分別して勘定店に持ち込んでください。日本銀行は、返却頂いた袋内部の残留物およびこれにより生じた損害等については一切責任を負いません。

ニ. 袋は繰り返し使用するものですので、切ることや、マジックインキ等で文字を書くことはせず、丁寧に取扱ってください。

5. 市中流通拠点において取扱う貨幣に関する情報の日本銀行等への提供

利用先は、市中流通拠点で取扱う貨幣に関する次の情報を、市中流通拠点を運営する者を通じて日本銀行に提供してください。日本銀行では提供を受けた情報のうち(1)および(2)については、日本銀行が偽造防止目的や貨幣流通円滑化の観点から必要と認めた場合に、関係官公庁等に開示することがあります。

(1) 貨幣の正損判別に関する情報

貨幣別・月単位の正損判別枚数等

(2) 貨幣の真偽判別に関する情報

偽造貨幣の発生情報等

(3) 貨幣の流通状況に関する情報

市中流通拠点での貨種別・月単位での入出庫金額および保管高等

6. 市中流通拠点における他の金融機関との貨幣の自主融通の取組みについて
利用先は、市中流通拠点において、他の金融機関との貨幣の自主融通を積極的に実施するよう努めてください。

(日付)

日本銀行 _____ 殿^{注1}

(取引先名)

(代表者名)

印^{注2}

利用申込書

当方は、貴行の示す利用先要件を全て満たしていますので、当座勘定取引に伴う貨幣の受払を _____ 年 月 日^{注3}から、 _____^{注4}で行うことを承認されたく、申込みます。

当座勘定取引に伴う貨幣の受払を _____^{注4}で行うにあたっては、日本銀行が行う市中流通拠点における貨幣の受払に関する細則（市中流通拠点利用先用）、 _____^{注5}その他の規則規定等ならびに貴行が将来制定し、または変更する規則規定等に従うほか、他の金融機関との貨幣の自主融通を積極的に行うよう努めます。

以 上

注1 勘定店が本店の場合は「発券局長」、大阪支店の場合は「大阪支店長」と記載してください。

注2 当座勘定取引に関し、日本銀行に届け出た代表者または代理者の役職および氏名を記載のうえ、届出印を押印してください。

注3 利用開始希望日を記載してください。

注4 利用を希望する市中流通拠点名を記載してください。

注5 現金関連取引専用当座勘定を利用する場合には「現金関連取引専用当座勘定における当座勘定払戻関係事務についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則」、それ以外の場合には「当座勘定取引についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則、日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行う当座勘定払戻関係事務（市中流通拠点）に関する規則および日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行う当座勘定払戻関係事務（市中流通拠点）に関する特則」と記載してください。

(日付)

日本銀行_____殿^{注1}

(利用先名)

連絡責任者等届

当座勘定取引に伴う貨幣の受払を_____^{注2}で行うに当たっての
当方の連絡責任者等を次のとおり届け出ます^{注3}。

連絡責任者 (職名・氏名)	
連絡責任者代理人 (職名・氏名) ^{注4}	
電話番号	
ファクシミリ番号	

注1 勘定店が本店の場合は「発券局長」、大阪支店の場合は「大阪支店長」と記載してください。

注2 貨幣の受払を行う市中流通拠点名を記入してください。

注3 一部変更の場合、変更のない事項を含め全て記載してください。

注4 代理者の行は人数に応じて適宜増やしてください。

市中流通拠点での貨幣受入・払出予定表（月次・速報）＜ 月分＞

(日付) _____

(利用先名) 注1 _____

(部署・連絡責任者名) 注2 _____

(連絡先＜電話・FAX＞) _____

▽ 受入・払出希望量 注3

(単位：袋)

貨種	上旬		中旬		下旬	
	受入	払出	受入	払出	受入	払出
500円 (ニッケル黄銅、 白銅及び銅貨)						
100円						
50円						
10円						
5円						
1円						
合計						

連絡先：日本銀行発券局日本橋発券課運営保管グループ（勘定店が本店の場合）
 (TEL 03-3277-3087、FAX 03-3277-1465)

日本銀行大阪支店発券課総務グループ（勘定店が大阪支店の場合）
 (TEL 06-6206-7790、FAX 06-6233-6019)

注1 現金関連取引専用当座勘定を利用する場合には、利用先名に加え、【〇〇店管下】（〇〇店は勘定店名）を記入してください。

注2 連絡責任者名欄には、連絡責任者または連絡責任者代理者の氏名を記載してください。

注3 大袋包装封定量の単位で記載してください。

市中流通拠点での貨幣受入・払出希望表（週次）

（ / 日<月> ~ / 日<金>）

（日付） _____

（利用先名）^{注1} _____（部署・連絡責任者名）^{注2} _____

（連絡先<電話・FAX>） _____

【受入】^{注3}

（単位：袋）

貨種	袋数
500円 （ニッケル黄銅、 白銅及び銅貨）	
100円	
50円	
10円	
5円	
1円	
合計	

【払出】^{注3}

（単位：袋）

貨種	袋数
500円 （ニッケル黄銅、 白銅及び銅貨）	
100円	
50円	
10円	
5円	
1円	
合計	

連絡先：日本銀行発券局日本橋発券課運営保管グループ（勘定店が本店の場合）
（TEL 03-3277-3087、FAX 03-3277-1465）

日本銀行大阪支店発券課総務グループ（勘定店が大阪支店の場合）
（TEL 06-6206-7790、FAX 06-6233-6019）

注1 現金関連取引専用当座勘定を利用する場合には、利用先名に加え、【〇〇店管下】（〇〇店は勘定店名）を記入してください。

注2 連絡責任者名欄には、連絡責任者または連絡責任者代理者の氏名を記載してください。

注3 大袋包装封定量の単位で記載してください。

市中流通拠点
受払用

市中流通拠点での貨幣受入・払出・融通連絡表（ / 日<月> ~ / 日<金>）

（利用先名） _____

日本銀行 _____ ^{注1}

【市中流通拠点での受入】

（単位：袋）

貨種	合計	日 (月)	日 (火)	日 (水)	日 (木)	日 (金)
500円 (ニッケル黄銅、 白銅及び銅貨)						
100円						
50円						
10円						
5円						
1円						
合計						

【他の利用先への引渡（融通）】 ^{注3}

（単位：袋）

利用先名 貨種			
500円 (ニッケル黄銅、 白銅及び銅貨)			
100円			
50円			
10円			
5円			
1円			
合計			

【市中流通拠点での払出】 ^{注2}

（単位：袋）

貨種	合計	日 (月)	日 (火)	日 (水)	日 (木)	日 (金)
500円 (ニッケル黄銅、 白銅及び銅貨)						
100円						
50円						
10円						
5円						
1円						
合計						

【他の利用先からの受取（融通）】 ^{注3}

（単位：袋）

利用先名 貨種			
500円 (ニッケル黄銅、 白銅及び銅貨)			
100円			
50円			
10円			
5円			
1円			
合計			

注1 勘定店が本店の場合は「発券局」、大阪支店の場合は「大阪支店」と記載されます。

注2 市中流通拠点での払出日の前営業日の午後4時30分までに「当座勘定払戻確認情報記入票」をオンライン送信等により勘定店に提出してください。

注3 融通実施日等は、融通の相手方となる先と調整してください。

(日付)

日本銀行 _____ 殿^{注1}

(取引先名)

(代表者名)^{注2}

利用終了に関する申出書

当方は、貴行 _____^{注3}との当座勘定取引に伴う貨幣の受払について、 _____^{注4}の利用を終了したいと存じますので、 _____ 年 月 日^{注5}をもって、利用承認を取消していただきたく、申し出ます。

以 上

- 注 1 勘定店が本店の場合は「発券局長」、大阪支店の場合は「大阪支店長」と記載してください。
- 注 2 代表者の役職名および氏名を記載してください。
- 注 3 勘定店が本店の場合は「本店」、大阪支店の場合は「大阪支店」と記載してください。
- 注 4 利用を終了する市中流通拠点名を記載してください。
- 注 5 利用終了希望日を記載してください。

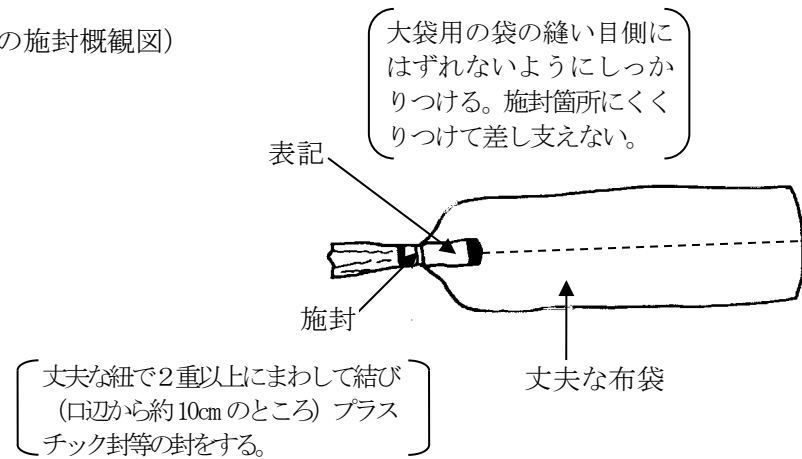
貨幣の整理および施封の方法

1. 貨幣の整理

- 貨幣は、貨種別に整理してください。

2. 大袋の施封

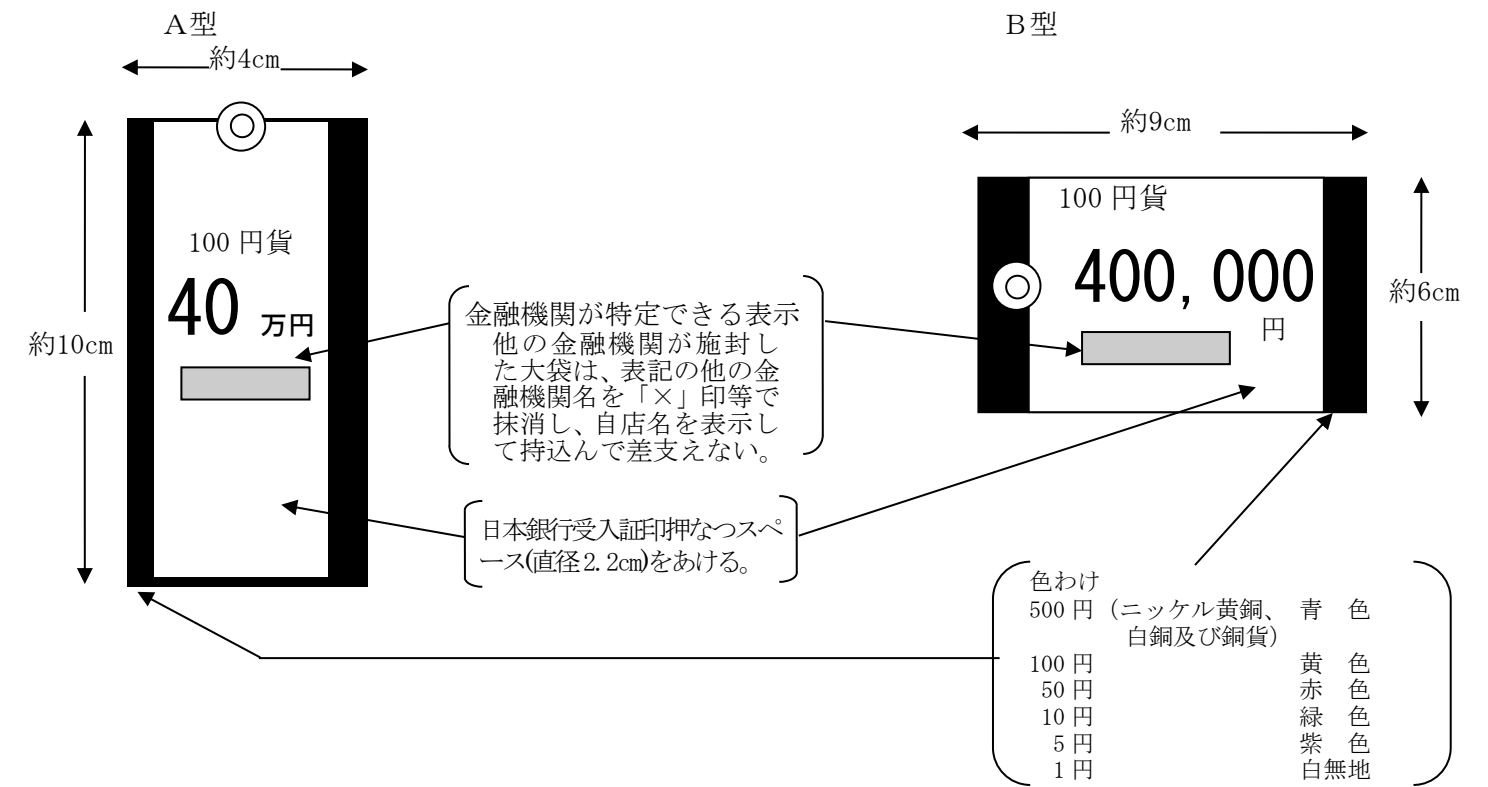
(大袋の施封概観図)



- 大袋用の袋は日本銀行が貸与します。利用先が調達した袋を使用する場合には、袋の適宜の箇所に金融機関名を表示してください。なお、大袋用の袋は、貨幣を収納するのに十分な機能を備える必要がありますので、ご自身で調達される場合には、その仕様につき日本銀行にご照会ください。
- 袋に貨幣を収容するには、事前に袋の内部に貨幣等の残留物がないこと、および、袋に穴や切り傷等の異状がないことを点検してください。
- 袋に貨幣を収容した後、口辺から約10cmのところを丈夫な紐で二重以上にまわして結び、プラスチック封等により施封してください。その際、表記をはずれないようにしっかりくくりつけてください。

3. 表記の表示

(表記の概観図)



- 大袋の表記は、利用先が調達してください。同表記は、布（プリンティング・クロス）製の丈夫なものを使用し、大袋の縫目側に外れないように付けてください。
- 施封者および施封年月日の表示については、利用先の内部手続により取り扱って頂いて差し支えありません。
- 表記には、貨種、収納金額および金融機関が特定できる表示を行ってください。この金融機関が特定できる表示は、金融機関名のほか、金融機関が識別できるマークまたは金融機関コードにより行うことができます。

- 表記の両端には、以下の各号の別に当該各号に定める色を付してください。

	貨種	両端の色
(イ)	500円（ニッケル黄銅、 白銅及び銅貨）	青色
(ロ)	100円	黄色
(ハ)	50円	赤色
(ニ)	10円	緑色
(ホ)	5円	紫色
(ヘ)	1円	白無地

- 表記下部は日本銀行が使用しますので、表面の直径2.2cmは空白を設けてください。
- 他の金融機関または日本銀行が施封した大袋は、表記の他の金融機関が特定できる表示または日本銀行による貨幣取扱印を「×」印等で抹消し、自己の金融機関が特定できる表示を行うことにより、破封することなくその金融機関の大袋とすることができます。ただし、当該「×」印が既に2つ以上付されている大袋については、破封したうえ、改めて大袋として施封してください。
- 造幣局が施封した大袋は、自己の金融機関が特定できる表示を行うことにより、破封することなくその金融機関の大袋とすることができます。

4. 大袋包装封の施封等

イ. 大袋包装封の施封

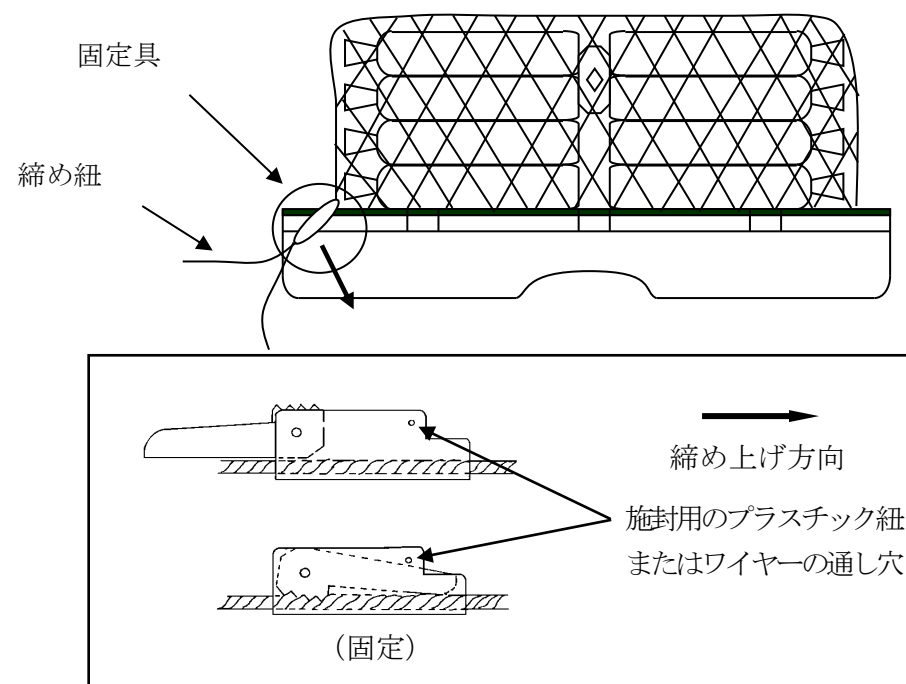
- 大袋包装封の施封は、大袋包装網の種類別に従い、以下の①または②いずれかにより行ってください。なお、50袋、100袋の大袋を大袋包装封とする場合の大袋の積み方については、別表（貨幣のパレットへの積載方法について）に従ってください。

① 大袋包装網A型による施封

(概観図)



- 大袋をパレットに積載し、表記集計票を包装網の内側に收容する形で、大袋包装網A型を被せ、パレット上面と最下段の大袋との間で締め紐を締め上げ、固定具で固定してください。



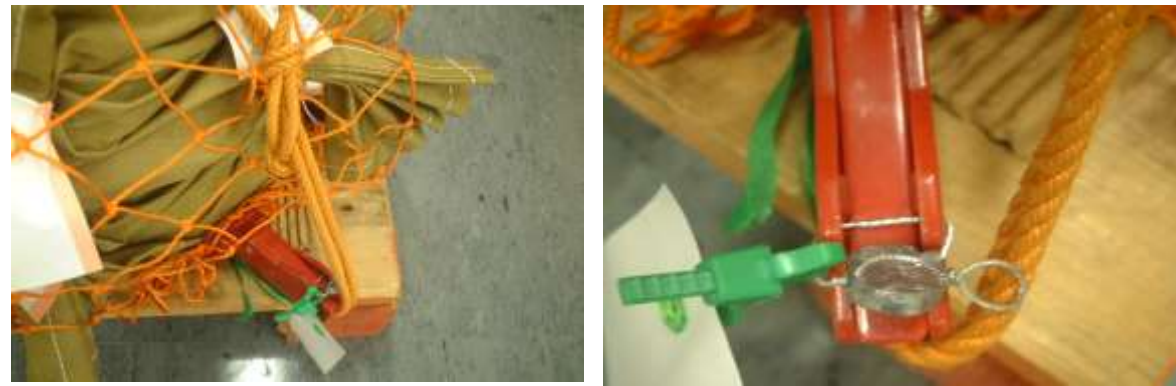
- 固定具の通し穴に、④施封用プラスチック紐（黄・表記付）を通して締め上げて封を施す、または、⑤施封用ワイヤー（鉛玉付）を通して鉛封を施し、ワイヤーに施封用プラスチック紐（緑・表記付）を掛けて固定する、ようにしてください。

(施封部付近の拡大図)

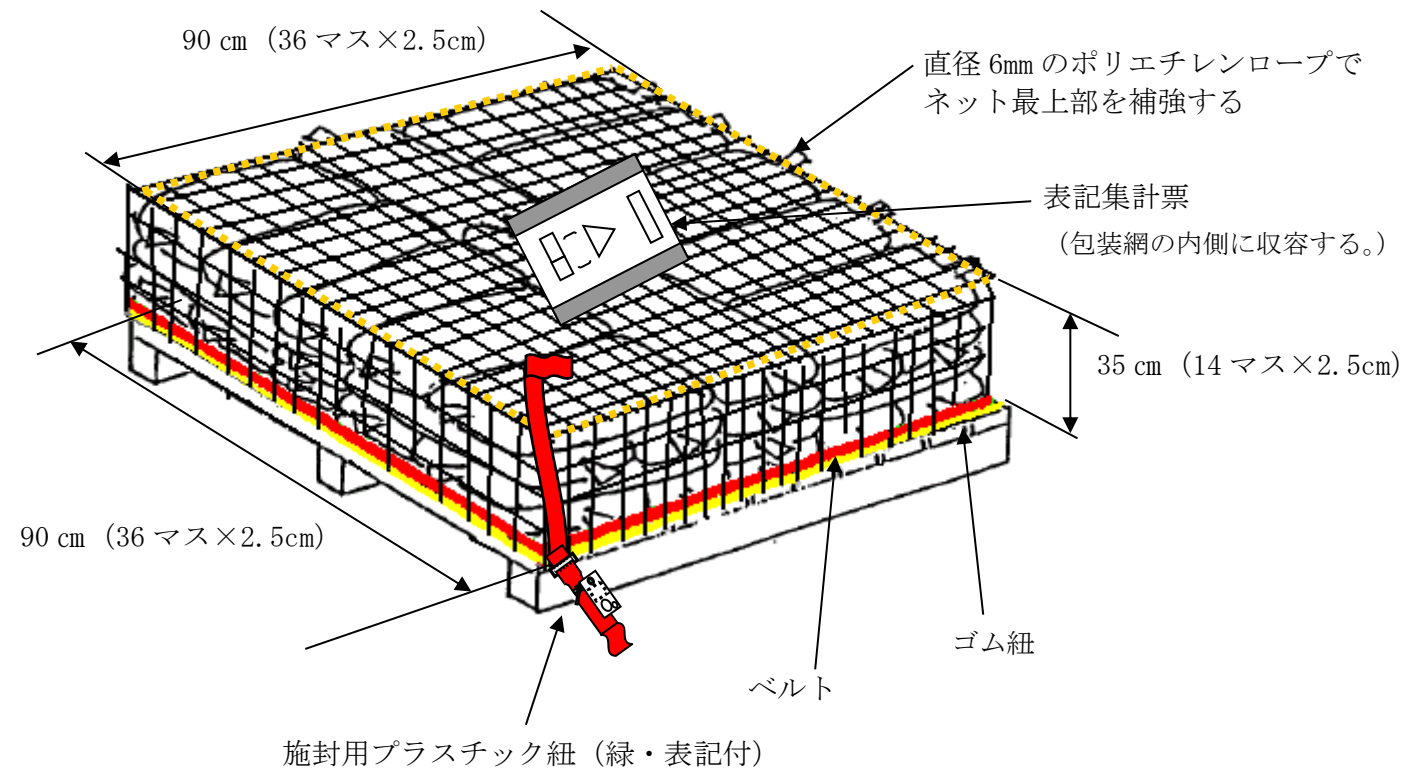
④施封用プラスチック紐（黄・表記付）を使用する場合



㊤施封用ワイヤー（鉛玉付）・施封用プラスチック紐（緑・表記付）を使用する場合



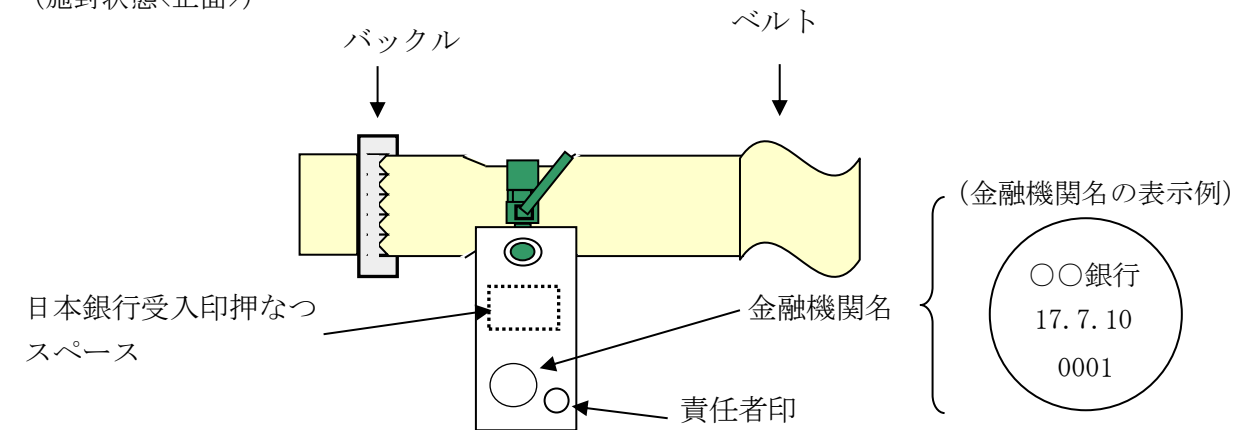
㊦ 大袋包装網B型による施封
(概観図)



・ 大袋包装網をバックル付ベルトで締め上げて固定し、バックル右側のベルトを施封用プラスチック紐（緑・表記付）で締め上げて施封してください。

- ・ ベルトは、ネットの最下段に、網の角の端から4マス目辺りで最初に通し、3マス毎に通していき、1周して角から4マス目辺りの位置まで通してください。また、ベルトを通す方向は上から見て時計回りとしてください。
- ・ ゴム紐は、ベルトの1段上の網に1マス毎に通してください。

(施封状態<正面>)



(施封例)



ロ. 留意事項

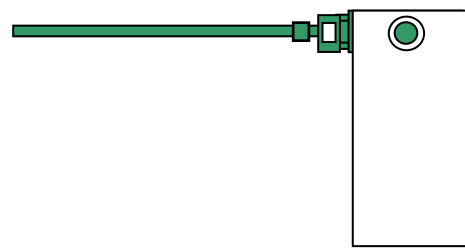
- ・ 大袋包装封に使用するパレット、大袋包装網およびゴムベルトは、日本銀行が貸与します。
- ・ 大袋包装網A型は、施封後、余った紐を大袋包装網の側面で、大袋包装網B型は、施封後、余ったベルトを大袋包装網の上部で、それぞれ括ってください。
- ・ 施封用プラスチック紐（表記付）の表記には、表面中央下寄りの位置にはっきりと金融機関が特定できる表示を行ってください。この金融機関が特定できる表示は、マークまたは金融機関共通東の金融機関名印でも差支えありません（ニ. の表記集計票についても同様です）。
- ・ 施封年月日の表示については、取引先の内部手続により取り扱って頂いて差支えありません。

ハ. 施封用プラスチック紐（表記付）

- ・ 施封用プラスチック紐（表記付）は、日本銀行が提供します。

- ・ 利用先が調達する場合には、同施封具は、市販のプラスチック製施封具（セキュロックと同仕様のもの）に表記を組み合わせて固定してください。表記は、大袋の表記と同様、極力布（プリンティング・クロス）製の丈夫なものを使用してください。

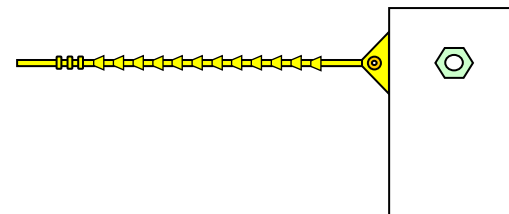
（施封用プラスチック紐（緑・表記付）の概観図）



表記のサイズ：約 100mm（縦）×約 40mm（横）

色：無地

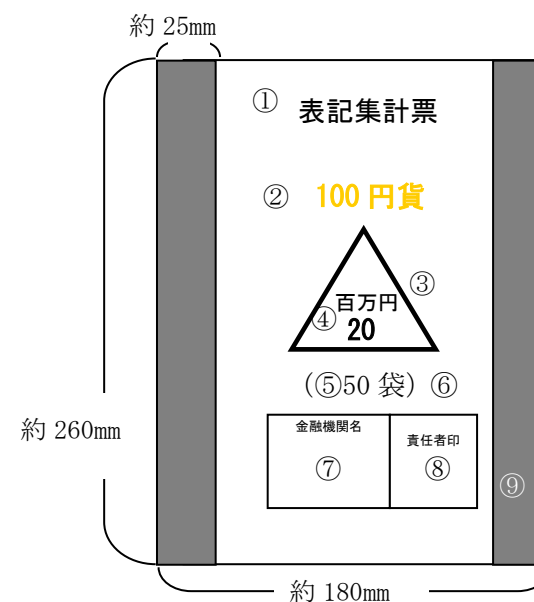
（施封用プラスチック紐（黄・表記付）の概観図）



表記のサイズ：約 100mm（縦）×約 40mm（横）

色：無地

（表記集計票の様式例）



（表示内容）

- ① 「表記集計票」の文字
- ② 貨種（文言および色は下表のとおり）
- ③ 金額単位（百万円、△の中に表示する）
- ④ 金額（△の中に表示する）
- ⑤ 袋数（カッコ書き）
- ⑥ 「袋」の文字（カッコ書き）
- ⑦ 金融機関名
- ⑧ 責任者印
- ⑨ 両端の色：下表の色

- ・ 表記集計票の貨種表示、表示の色および両端の色は、以下のとおりです。

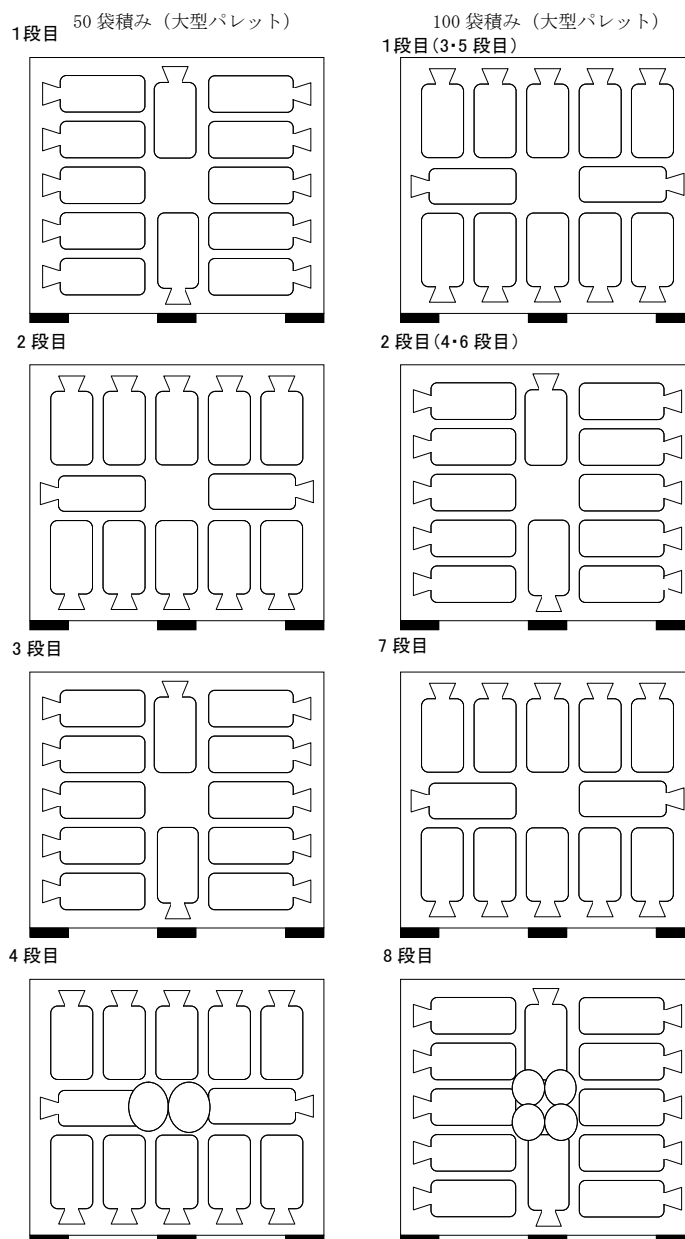
貨種	表示の色	両端の色
500円（ニッケル黄白銅・7.1g）	青色	青色
100円	黄色	黄色
50円	赤色	赤色
10円	緑色	緑色
5円	紫色	紫色
1円	黒色	白色

以上

二、表記集計票の表示

- ・ 表記集計票は、日本銀行が提供します。
- ・ 同票は、大袋包装網の内側に収容して表示してください。この際、表記集計票の「責任者印」欄に押印する責任者と、施封用プラスチック紐（表記付）の表記に押印する責任者は同一人としてください。

貨幣のパレットへの積載方法について



- (注) 1. 大型パレットの重量は約 30kg。
2. 大袋をパレットに積載する場合には、貨幣垂れ下がり防止用模造紙をパレットの上部に敷いてから積んでください。
3. 大袋は、袋の縫目が上になるように積んでください。
4. 大袋は、荷崩れ防止のため、極力パレットの中央に寄せて積んでください。また、100 袋積みを行う場合には、ゴムベルト等により荷崩れ防止措置を講じてください。